

令和7年3月

中央区・城南区 各訪問介護・訪問看護・通所等事業所 様

福岡市営住宅指定管理者(東急コミュニティー・九州総合管理共同事業体)
福岡市長 (福岡市住宅都市局住宅部住宅管理課)

市営住宅での医療・介護等事業者 専用の駐車場シェアリングの実施について(ご案内)

○市営住宅では、入居者の高齢化が進む中で、医療や介護等のサービスを提供する事業者向けの駐車場として、空き駐車場を活用した駐車場シェアリングを試行実施しております。

○現在の事業では、一般の方も利用できることから、特に周辺施設のイベント開催日などでは、満車で利用できないことや、付近のコインパーキングと同様に料金が高額になることがあります。

○このため、入居者が在宅で医療・介護等サービスをさらに利用しやすくなるよう、R7年4月より、医療・介護等事業者が「専用」で利用でき、さらに料金は一般の半額相当で、かつ、イベント等で変動しない定額とする、新たな駐車場シェアリングを試行実施することとしましたのでお知らせします。

○各事業所におかれましては、是非、ご活用いただくとともに、市営住宅を訪問される従事者の方などに周知をお願いいたします。

1. 対象の市営住宅 (8住宅9箇所)

(中央区)

- ・地行住宅 (1)
- ・福浜住宅 (2)
- ・伊崎浦住宅 (1)



城南区)

- ・中浜町住宅 (1)
- ・梅林第1住宅 (1)
- ・片江住宅 (1)
- ・南片江住宅 (1)
- ・別府住宅 (1)

※カッコ内は事業者専用の箇所数

双方の駐車場シェアリングの違い

	一般の 駐車場シェアリング	専用の 駐車場シェアリング
対象者	制限なし	医療・介護等 事業者
料 金	15分 50円 (1時間 200円) ※イベント時変動あり	15分 25円 (1時間 100円) ※定額

2. 料金

15分 25円(1時間 100円)

3. 開始時期

令和7年4月1日から

4. ご利用案内

- ・利用案内 別紙1のとおり
- ・届出様式 別紙2のとおり
- ・位置図 別紙3のとおり

【参考】領収書が印刷できます！

・駐車場シェアリングのWEBサイトから領収書が印刷できるため、コインパーキングと同様に、精算などが可能です。

○問合せ先・利用届出の提出先:

福岡市営住宅 指定管理者
東急コミュニティー・九州総合管理共同事業体
担当: 山下
電話: 092-262-1090
FAX: 092-262-1096

○制度に関すること:

福岡市住宅都市局住宅部住宅管理課
財産活用係 092-271-2555